○国土交通省告示第六百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十二条第一項第三号の規定に基づき、柱と基礎とを接合する構造方法及び当該柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことを確かめる方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

柱と基礎とを接合する構造方法等を定める件

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十二条第一項第三号に規定する柱と基礎を接合する構造方法は、次に掲げる基準に適合するものとする。

一　直径十一ミリメートルの鋼材のだぼ（ＪＩＳ　Ｇ三一〇一（一般構造用圧延鋼材）―一九九五に規定するＳＳ四〇〇に適合するものに限る。）を基礎に緊結し、当該だぼを小径一〇五ミリメートル以上の柱（構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものをいう。以下同じ。）に長さ九十ミリメートル以上埋込む方法又はこれと同等以上の耐力を有するだぼ継ぎによって、構造耐力上有効に接合すること。

二　腐食のおそれのある部分又は常時湿潤状態となるおそれのある部分に用いる場合には、有効なさび止めその他の劣化防止のための措置を講ずること。

第二　令第四十二条第一項第三号に規定する柱に構造耐力上支障のある引張応力が生じないことを確かめる方法は、次のいずれかに定めるものとする。

一　全ての柱（基礎に緊結した柱を除く。）において、柱の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、当該柱に引張応力が生じないこと並びに四十五ミリメートルの柱の浮き上がりに対してだぼが外れるおそれがないことを確かめること。

二　令第四十六条第四項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の軸組の長さの合計に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項の規定による各階の床面積に同項の表二の数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、同表の数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上であること並びに百二十ミリメートルの柱の浮き上がりに対してだぼが外れるおそれがないことを確かめること。

軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値	低減係数			
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階	
一・〇以下の場合	一・〇	一・〇	一・〇	
一・〇を超え、一・五以下の場合	一・〇	一・〇	〇・九	
一・五を超え、三・〇以下の場合	〇・六	〇・九	〇・五	

附　則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第六百九十一号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第三項の規定に基づき、床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日　国土交通大臣　石井　啓一

床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第三項に規定する床組及び小屋ばり組に木板その他これに類するものを打ち付ける基準は、次のいずれかとする。

一　床組及び小屋ばり組の隅角に火打ち材を使用すること。

二　床組及び小屋ばり組（次に掲げる基準に適合するものに限る。）の根太又ははり（以下「根太等」という。）、根太等の相互の間隔が五百ミリメートル以下の場合に限る。）に対して、厚さ三十ミリメートル以上、幅百八十ミリメートル以上の板材をＪＩＳ　Ｇ五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するＮ九〇を用いて六十ミリメートル以下の間隔で打ち付けること又はこれと同等以上の耐力を有するようにすること。

イ　横架材の上端と根太等の上端の高さを同一に納めること。

ロ　各階の張り間方向及び桁行方向において、耐力壁線（次の(i)又は(ii)に該当するものをいう。以下同じ。）の相互の間隔が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁（令第四十六条第四項の表一の軸組の種類の欄に掲げるものをいう。以下同じ。）は同一直線上にあるものとみなすことができる。

(i)　各階の張り間方向及び桁行方向において、外壁線の最外周を通る平面上の線（(ii)に該当するものを除く。）

(ii)　各階の張り間方向及び桁行方向において、床の長さの六の長さ以上で、かつ、四メートル以上の有効壁長（耐力壁の長さに当該壁の倍率（令第四十六条第四項の表一の倍率の欄に掲げる数値をいう。）を乗じた値をいう。以下同じ。）を有する平面上の線

耐力壁線の配置	耐力壁線の相互の間隔（単位　メートル）		
	階数が二の建築物の一階		階数が二の建築物の二階
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	
床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもが(ii)に該当する場合	一〇	八・六	四・三
右に掲げる場合以外の場合	五	二・二（一階の耐力壁線の(i)に該当するものの直上の二階の耐力壁線が(i)に該当するものであっては、四・四）	二・二

ハ　耐力壁線の長さに対する当該耐力壁線の相互の間隔の比（以下「アスペクト比」という。）が、耐力壁線の配置に応じて、次の表に定める数値以下であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に一メートル以内の耐力壁は同一直線上にあるものとみなすことができる。

耐力壁線の配置	アスペクト比		
	階数が一の建築物		一・四
	階数が二の建築物の一階	二階の耐力壁線が一階の耐力壁線の直上にのみある場合	一・四
		上欄に掲げる場合以外の場合	〇・七
	階数が二の建築物の二階		一・四
床組及び小屋ばり組が接する当該階の耐力壁線のいずれもがロ(ii)に該当する場合			